

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	仮称北24条大橋鋼製桁保管業務(その3)
発 注 課	建) 土木部工事課
選 定 事 業 者	函館どつく株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、仮称北24条大橋(桁製作工)新設工事(以下：桁製作工事)で製作した鋼製桁(以下：工事目的物)について、架設工事が始まるまでの間、製作工場敷地内で保管する業務であり、また、工事目的物について、付属物を設置するものである。</p> <p>現在、平成29年度に桁製作工事を受注した上記業者の工場において、平成31年3月25日を履行期間とした桁保管業務を履行中であるが、履行期間終了後すぐに現場に納入することができず、架設工事に使用するまでの間、一定の期間を要することから、工事目的物について、品質管理上、工場敷地内での保管が引き続き必要である。また、付属物（スタッド、ジベル等）の設置にあたり、当該業者に委託することで、経費節減および円滑かつ適切な施工が確保される。</p> <p>以上より、本業務は桁製作工事と密接に関係する付帯的な業務であり、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定事業者を契約の相手方として選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

決 定 日	平成31年3月5日
-------	-----------